

伊那中央行政組合議会会議規則

昭和 38 年 6 月 4 日

規則第 1 号

改正 平成10年 4 月 1 日 議会規則第 1 号

平成20年12月26日 議会規則第 1 号

第 1 章 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(議席の決定)

第 2 条 議員の議席は、選挙後の最初の会議において、くじで定める。

2 補欠議員は前任者の議席につく。ただし、補欠議員が 2 人以上の場合はいくじで定める。

(議会の会期)

第 3 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、議会の議決で延長することができる。

3 会期に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉、開議散会等の宣言)

第 4 条 議会の開閉、開議、散会、延長又は休憩は、議長が宣告する。

(会議の時間)

第 5 条 会議時間は、午前10時から午後 5 時までとする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休会)

第 6 条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

(定足数に関する措置)

第 7 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣言することができる。

2 会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

(選挙)

第 8 条 議会において選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は選挙に加わることができない。

(欠席)

第9条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付して、当日開議時刻までに議長に届け出なければならない。

第2章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第10条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、開議までに議員に配布する。

(議事日程の変更追加等)

第11条 議長が必要と認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

2 議事日程に定めた日にその事件の議事を開くことができなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

第3章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定により賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議)

第14条 動議は、法又はこの規則に特別の定めがある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がいなければ議題とすることができない。

2 修正の動議は、その案を備え、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、地方自治法第115条の3の規定による修正の動議には所定の発議者が連署しなければならない。

3 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第15条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、提出者から請求し議会の承認を要する。

第4章 議事及び発言

(一括議題)

第16条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の議案を一括して議題とすることができる。

(議事継続)

第17条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(議案の朗読)

第18条 議長は、必要があると認めるときは、職員をして議題となった事件を朗読させる。

(発言の許可)

第19条 発言は、すべて議長の許可を得た後、自席又は演壇で行わなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は先に起立したと認めた者を指名して発言させる。

(討論の方法)

第20条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者、反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(発言内容の制限)

第21条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第22条 質疑は、同一の議題について5回以上することができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない。

(発言時間の制限)

第23条 議長は、必要があると認めるときは、議会に諮り、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(発言の継続)

第24条 延会、中止又は休憩のため発言の終わらなかった議員は、更にその議事を始めるときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

第25条 質疑又は討論が容易に終結しないときは、議員は、質疑終結又は討論終結の動議を提出することができる。

2 議員は、特に必要と認めるときは質疑又は討論の省略動議を提出することができる。

3 前2項の動議については、議長は、討論を用いないで議会に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言の制限)

第26条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法については、この限りではない。

(一般質問)

第27条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

第5章 表決

(表決の宣言)

第28条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第29条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(表決の条件)

第30条 表決には、条件を付けることができない。

(表決の方法)

第31条 議長が表決をとろうとするときは、挙手、起立、投票の3種とし、そのいずれかの方法を用い採決の結果を宣告しなければならない。ただし、挙手、起立の表決の場合、出席議員の4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(表決の訂正)

第32条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第33条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員の4人以上から異議があったときは、議長は起立の方法で表決をとらなければならない。

第6章 辞職

(議長副議長及び議員の辞職)

第34条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長又は議員が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて、会議に諮ってその許否を決定する。

第7章 規律

(品位の保持)

第35条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第36条 何人も、会議中は、議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第37条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

第8章 会議録

(記載事項)

第38条 会議録に記載し、又は記録する事項は、議事日程、議事の経過、開会閉会年月日時並びに出席議員の番号及び氏名のほか、議長が必要と認めた事項を記載しなければならない。

(会議録署名議員)

第39条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の調整)

第40条 議長は、書記をして会議録を会議終了後速やかに調整しなければならない。

第9章 全員協議会

(全員協議会)

第41条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第10章 補則

第42条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日議会規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。